

令和4年度 九重町職員採用試験 ―令和5年4月1日採用―

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

職 種

- 一般行政職（高卒程度、大卒程度）
- 保育教諭
- 保健師

申込書受付期間

7月25日（月）～
9月2日（金）

（平日の午前8時30分～午後5時）

※時間厳守
※郵送は9月2日必着

第1次試験

- 試験日 10月16日（日）
午前10時～午後0時40分
- 試験会場 九重町隣保館
- 試験内容 教養試験（5肢択一筆記試験／40問120分）
職場適応性検査（120問20分）



◀九重町 HP

九重町 🔍

採用人数・受験資格

一般行政職（高校卒業程度） 若干名

- ・平成10年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。

一般行政職（大学卒業程度） 若干名

- ・大学卒業程度の学力を有する人で、平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業又は令和5年3月31日までに卒業見込の人。

保育教諭 若干名

- ・平成10年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭の資格を有する人又は令和5年3月31日までに資格を取得見込の人。

保健師 若干名

- ・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する人又は令和5年3月31日までに免許を取得見込の人

※その他受験資格の詳細については、九重町ホームページをご覧ください。

申込みについて

●申込書の配布場所

窓口の場合 総務課（役場2階）、各地区公民館に備え付けています。

郵送の場合

①封筒の表に、「試験申込書請求」と朱書きしてください。

②封筒には、返信用封筒を同封してください。

返信用封筒は角型2号封筒を使用し、140円切手を貼り、郵便番号・住所・宛先を明記のうえ、受付期間に間に合うように請求してください。

請求先住所 〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

九重町役場 総務課行政グループ 職員採用試験担当 行き

このえ学園の取り組みを再開しています

●お問い合わせ 教育振興課 ☎76-3834

昨年・一昨年とコロナ禍で中止していたこのえ学園の取り組みを、今年度から感染対策を行いながら再開しています。「6年生集合学習」・「つながり学習（小学校とこども園園児との交流）」を6月に行いました。

6年生集合学習

6年生集合学習を6月9日・16日・23日・30日の4回開催しました。今年度の6年生は60名です。2クラスに分かれて外国語、体育（ソフトバレーボール）を学習しました。また、10日には、6年生全員で佐賀県の吉野ヶ里遺跡に社会見学に行ってきました。



つながり学習

小学校と園児のつながり学習を行いました。3密を避けながら交流できる活動を小学校ごとに考え、楽しく交流することができました。



今後は小学校6年生の合同修学旅行と中学校体験入学、小学校5年生集合学習（合同社会見学を含む）とスポーツ鬼ごっこでの交流、つながり学習などを予定しています。また、各学校でのこのえ学（九重町や校区のここのえについて学ぶ）については年間を通して行っています。

のうしん（農業振興地域整備計画） の変更手続きについて

農用地区域への編入及び除外等を希望される方は、下記申請期限までに申請してください。なお、申請について、不明な点、農用地区域内・外の確認については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

県との協議等を含めて、手続き終了までに4か月以上要するので、早めの手続きをお願いします。

- 申請期限 8月31日（水）まで
- お問い合わせ 農林課
☎76-3804

二十歳のつどい

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

民法改正により令和4年4月より「成年年齢」が20歳から18歳に引き下げられましたが、九重町ではこれまでどおり20歳になれる方を対象に、皆さまの輝かしい門出をお祝いする「二十歳のつどい」を開催いたします。

令和4年「二十歳のつどい」

- とき 8月15日（月）
午前10時開会
- ところ 九重町役場301会議室



▲HP



このえケーブルテレビ月額使用料の減免申請を受け付けます

●お問い合わせ 危機管理情報推進課 ☎76-3801

減免対象条件に該当する世帯（法人は対象外）は、このえケーブルテレビの月額使用料1,100円が全額免除もしくは半額免除（550円）されます。

▶対象世帯 令和4年度住民税非課税世帯であること

〔住民税非課税世帯とは その世帯の全員に住民税が課税されていない世帯。未申告者が世帯にいる場合は対象外です。〕

令和4年度住民税非課税世帯で、下記の条件を満たす場合		生活保護世帯
全額免除	半額免除	半額免除
①～③のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ①療育手帳（A判定） ②精神障害者保健福祉手帳（1級） ③身体障害者手帳（1、2級）	④または⑤を満たす世帯 ④世帯員全員が75歳以上の世帯 ⑤下記のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ・療育手帳（B判定） ・精神障害者保健福祉手帳（2、3級） ・身体障害者手帳（3～6級） ・戦傷病者手帳 ・被爆者健康手帳	

- ▶減免期間 1年間（令和4年8月分～令和5年7月分）※減免の適用は申請をした月の翌月からとなります。
- ▶注意事項 審査の結果、減免にならない場合があります。あらかじめご承知ください。
- ▶申請方法 申請書を危機管理情報推進課まで提出してください。
（申請書はホームページ又は危機管理情報推進課（役場2階）窓口に設置しています）

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

●お問い合わせ 【国民健康保険・後期高齢者医療】住民課 ☎76-3802
【後期高齢者医療】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

1 新しい被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月中旬に書留郵便でお送りしますので、8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。なお、後期高齢者医療被保険者証については、令和4年10月1日より窓口負担割合の改定（※）が行われるため、7月中旬と9月中旬の2回お送りします。郵便を受け取ることができなかった場合は8月1日以降に本人確認書類（運転免許証等）を持って役場1階住民課までお越しください。

（※）令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。一定以上所得のある方は、現役並み所得者（3割負担）を除き、自己負担割合が「2割」になります。なお、現役並み所得者（3割負担）の条件は変わりません。

国民健康保険証 被保険者証の色：緑色 有効期限：令和5年7月31日

後期高齢者医療（1回目交付分）
被保険者証の色：茶色
有効期限：令和4年9月30日



後期高齢者医療（2回目交付分）
被保険者証の色：桃色
有効期限：令和5年7月31日

2 限度額適用認定証等の申請を受け付けます

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります（「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、入院時の食事代も減額されます）。

年 齢	限度額証を作ることができる方	作らない方
0歳～70歳未満の方	全員	
70歳以上の方、 後期高齢者医療保険加入者	非課税世帯の方 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ区分の方	現役並み所得者Ⅲ区分の方、 一般区分の方

- 8月1日から有効の「限度額適用認定証」等の申請は、8月1日以降をお願いします。
- 70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 後期高齢者医療被保険者の方で、現在「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、令和4年度も該当する方には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、手続きの必要はありません。

3 保険料の減免について

非自発的に失業した方や、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が著しく減少した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせください。

介護保険制度におけるサービスについて

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

介護保険負担限度額の認定について

介護保険施設への入所やショートステイを利用した時の居住費・食費は自己負担になります。ただし、下記の条件をすべて満たす方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の費用負担が軽減されます。申請により、交付された「介護保険負担限度額認定証」は利用する施設へ提示してください。

- 条件**
- ・本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市町村民税非課税であること
 - ・本人と同一世帯である方が、市町村民税非課税であること
 - ・預貯金等合計額が基準額以下であること

※有効期間は、申請月の1日から7月末までとなっています。8月1日以降もサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月1日より受け付けます。

高額介護（予防）サービス費について

介護サービスの1か月ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超える時は、申請により「高額介護（予防）サービス費」としてその超えた額が支給されます。

※福祉用具購入費、住宅改修費、入所施設での食費・居住費・日常生活費等の利用料は対象外です。



後期高齢者医療広域連合より歯科口腔健診のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので健診を受けましょう。

対象者 大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える方
(対象者には、6月末に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しています)

検査項目 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内・歯周病・飲み込み機能の状況

実施期間 令和4年7月1日（金）から令和5年1月31日（火）まで

費用 歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料
(健診にて治療が必要と診断された場合の治療費は自己負担)

実施機関 大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関 ※事前予約が必要



▶ 健診時に持参するもの

被保険者証（カード）、歯科口腔健診受診券・問診票（A4用紙両面印刷）

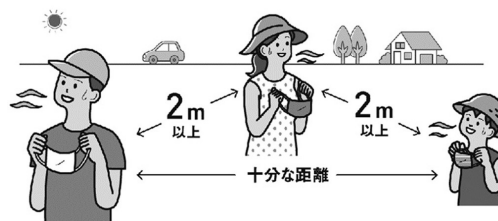
（被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合がありますので、紛失した場合や送付されない場合は、広域連合または住民課までお問い合わせください）

屋外・屋内でのマスク着用と熱中症予防について

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

屋外でマスクをつける必要がない場合

- 人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合（公園での散歩やランニング、サイクリングなど）
- 距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合（徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面など）



屋内でマスクをつける必要がない場合

- 人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合（距離を確保して行う図書館での読書や芸術鑑賞など）

※これからの季節は、マスクを付けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調整がしづらくなり、熱中症のリスクが高まります。人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外したり、暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」に取り組みましょう。

40歳・50歳・60歳・70歳の節目の年齢に「無料」のお口チェックを！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

九重町では、年度末年齢40歳・50歳・60歳・70歳の節目の年齢の方を対象に、無料の「歯周疾患検診」を始めます。

「歯周病」は、歯を失う原因の第一位で、自覚症状が少ないまま徐々に進行する病気です。また、歯周病の原因となる細菌や有害物質が全身に回ることによって、様々な病気に影響することがわかっています。歯の健康を保ち、美味しく食べて元気に過ごすためには、歯周病予防が大切です。

節目の年齢に該当する方は、「歯周疾患検診」を利用し、お口の中の状態をチェックしましょう！

対象者

年齢区分	生年月日
40歳	昭和57(1982)年4月1日～昭和58(1983)年3月31日
50歳	昭和47(1972)年4月1日～昭和48(1973)年3月31日
60歳	昭和37(1962)年4月1日～昭和38(1963)年3月31日
70歳	昭和27(1952)年4月1日～昭和28(1953)年3月31日



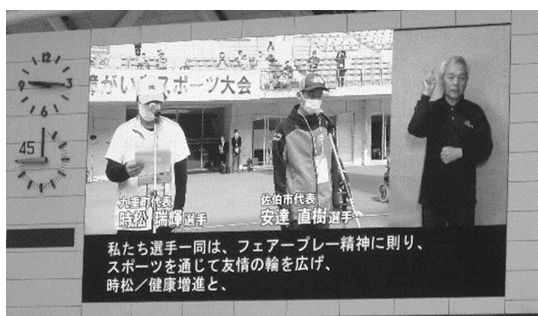
※対象となる年齢の方には、受診券をお送りします。

※検診から治療に移行する場合は、治療部分から有料となりますので、検診を受けられた歯科医とご相談ください

76歳・78歳・81歳の方については、無料での『歯科口腔健診』の対象となりますので、通知が来たらお口のチェックに行きましょう。

5月29日（日）、大分県スポーツ公園 昭和電工グラウンドにて大分県障がい者スポーツ大会が開催され、陸上やフライングディスク競技に8名が出場しました。開会式では、選手宣誓を時松瑞輝さん（北恵良二）が行いました。

フライングディスクでは、銀メダルや銅メダルを獲得するなど健闘しました。選手団長の森有為さんは、「来年も練習して、みんなで大会に出場したい」と会場をあとにしました。本大会は、九重町身体障がい者福祉協会のみなさんが中心となり、出場されています。協会では、一緒に活動していただける会員を募集しています。スポーツ以外にも様々な活動を行っていますので、一緒に楽しみませんか？選手のみなさま、これからも健康で元気に出場してください！



▲選手宣誓を行う時松瑞輝さん



▲出場選手の方々

モンゴル現代絵画展～日本・モンゴル外交関係樹立 50 周年記念事業～

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

本年は、日本がモンゴルと外交関係を樹立して50周年の記念すべき年です。絵画展は、モンゴルへの理解と関心をもっといただくために50周年記念事業の一つとして、九重町出身の元在モンゴル特命全権大使清水氏がコレクションした絵画を期間限定で一般公開するものです。モンゴルの近現代の著名な作家の作品が展示されており、モンゴルの自然や生活を垣間見ることができます。ぜひご来場ください。

- と き 7月30日（土）～8月7日（日）
午前10時～12時 午後1時～午後4時30分
（但し、7月30日午前中は招待客のみで開会式典）
- ところ 清水氏宅私設ギャラリー
（九重“夢”大吊橋北方エリア駐車場より徒歩5分）

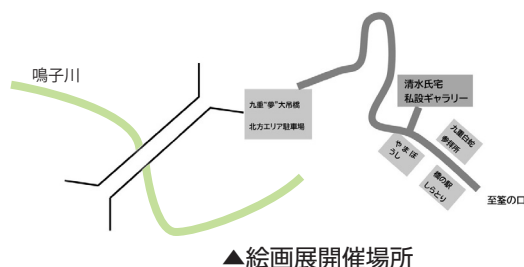
- 入場料 無料

特別講演：馬頭琴とホーミー演奏
（元国立馬頭琴楽団ボルドエルデネ氏）

7月30日 ①13:00～13:30 ②14:00～14:30
③15:00～15:30 ④16:00～16:30

7月31日 ①9:30～10:00

※馬頭琴、ホーミーはモンゴルの伝統的な楽器です。



▲絵画展開催場所

